

8世紀における下総の国司について

関口達彦

目 次

1. はじめに	269
2. 国司の経歴と諸問題	272
(1) 各国司の経歴と若干の問題	272
a. 大宝～養老年間	272
b. 天平～天平宝字年間	274
c. 天平神護以降	277
(2) 諸問題の検討	283
a. 国の等級と国司の位階	283
b. 東北経略と下総	285
3. おわりに	287

1. はじめに

奈良時代における国司制度の研究は、古代律令国家による地方行政機関の整備とその把握、地方行政組織の構成とその権限、国司と郡司との関係、農民からの収奪機構、さらに律令国家の衰退に伴う国司制度の変遷過程など様々な問題を含んでいる。このような諸問題についてはすでに多くの優れた論文があり、研究成果も蓄積されているが、それにくらべると各々の地方における国司制度の実相的な研究はまだまだ立ち遅れている感がある。下総については『下総國舊事考』『市川市史』等でとりあげられてはいるものの、補任時あるいは在任が見い出される時点での記載のみで、個々の国司についての一步踏みこんだ記述はほとんどなされていないのが実状である。全国的な規模での国司制度の研究はもちろん重要であるが、ある地方にとってはその国司の人物像や補任時の状況等を知ることも地方史研究の進展のためには欠かせない作業の一つである。

そこで、本論では大宝律令施行から平安京遷都にいたる古代律令国家のもとでの下総の国司について、個々にその位階・官職等の経歴を調べ、国司補任前後の政治的・社会的情勢を背景に述べていこうと思う。

東国への国司の派遣は、『日本書紀』大化元年8月丙申朔庚子条の「拜_二東国等国司_一」の記事を史料上の初見とするが、これは「改新」後の地方巡察をその任務とするもので、実際に地方行政官としてその地に赴任し職務を遂行するのは、大宝2(702)年の大宝律令の実施に伴うもので、これ以降徐々に国司制度が整っていったと考えられる。一方、国司制度衰退の要因の一つとなった京官と兼任の国司、員外国司、権任国司ははやくからみえ、兼任国司、員外国司はすでに天平間に登場し、奈良時代後半になるとその数をさらに増加させていく。しかも奈良時代は、その短い期間にくらべると多くの政争、内乱、政変が起り、大きく揺れ動いていた時期でもある。8世紀代に限定した理由もここにある。歴史の動的な変化をよく表わしているからだ。個人としての国司の経歴や消長、下総の律令国家のなかでの位置の変化が、その歴史的背景とともに浮かびあがってくると考えられるからである。しかし史料制約もあり、本論の目的が十分に達せられたとは言いがたい。それは、奈良時代の正史である『続日本紀』(以下『続紀』と略す)の国司関係の記事について、すでに先学によって指適されているように誤謬・矛盾点が多く認められるからである。このことは、『続紀』が巻20までとそれ以降とでは、編纂方針が違ふことによる国司関係記事の多寡や詳細さの程度の相違が、断片的な史料にしか登場しない国司の存在とともに、本論の記述を一層困難なものにしている。下総の国司の総体的な把握は、以上の点からみて無理なことではあるが、先行する研究成果をもとに可能な限り検討し考察を加え、今後の研究の一助にしたいと考えるものである。

第1表 8世紀における下総国司略年表

年号	西暦	守	介	掾	目	事項
大宝	1	701				大宝律令施行
	2	702				
	3	703				
慶雲	1	704	上毛野男足			
	2	705				
	3	706				
	4	707				
和銅	1	708	賀茂吉備麻呂			平城京遷都
	2	709	佐伯百足			
	3	710				
	4	711				
	5	712				
	6	713				
	7	714				
靈龜	1	715	高向大足			
	2	716				
養老	1	717				三世一身法施行 多賀城設置
	2	718				
	3	719				
	4	720				
	5	721				
	6	722				
	7	723				
神龜	1	724				長屋王の変
	2	725				
	3	726				
	4	727				
	5	728				
天平	1	729				藤原四卿死去 藤原広嗣の乱 国分寺建立の詔 壺田永年私財法
	2	730				
	3	731				
	4	732				
	5	733				
	6	734				
	7	735				
	8	736				
	9	737				
	10	738	(忌部広麻呂)	(高椅広人)	(丹比常陸)	
11	739					
12	740					
13	741	守部牛養				
14	742					
15	743					
16	744					
17	745	多治比木人				
18	746					
19	747					
20	748					
天平勝宝	1	749				紫微中台設置
	2	750				

年号	西暦	守	介	掾	目	事項
3	751	—	(当麻佐賀武)	(文伯麻呂)	(安宿大虫) (守山智万呂)	大仏開眼
4	752	○	(員外▲佐伯今毛人)			
5	753	巨勢 淨成				橘奈良麻呂の変
6	754					
7	755					
8	756				(県犬養淨人)	
天平宝字	757	○▲巨勢堺麻呂				
1	758	—				
2	759	—	○池田足繼			
3	760	—	—			
4	761	—	—			
5	762	—	—			
6	763	—	—			
7	764	—	—			惠美押勝反乱
天平神護	765	—	—			
1	766	—	○大野真本			員外国司の赴任を禁止
神護景雲	767	—	○員外▲丈部不破麻呂			
1	768	▲藤原是公	○員外▲桑原王			
2	769	—	○桑原王			道鏡失脚
宝亀	770	—	—			
1	771	—	○			
2	772	—	石川豊人			
3	773	—	—			
4	774	○▲藤原乙繩				員外国司廃止
5	775	—				少目2員を置く
6	776	○▲神王		○▲松井浄山		蝦夷反乱
7	777	—		—		
8	778	○▲道嶋嶋足	権介▲小野滋野	—		
9	779	○紀 豊庭				
10	780	○▲藤原種継				蝦夷反乱
11	781	○▲藤原家依				員外官廃止
天応	782	—	○高倉殿嗣			
延暦	783	—	—			
1	784	—	—			長岡京遷都
2	785	○▲坂上苅田麻呂	—			
3	786	藤原真友	○文室大原			
4	787	—	—			
5	788	○▲藤原乙叡	—			
6	789	—	—			
7	790	○▲神王	○田中清人	○▲池原綱主		蝦夷に大敗
8	791	—	—	—		
9	792	—	—	—		

()は『統紀』以外の文献に見える者。▲は兼任、○は補任、破線は在任が明確でないことを示す

2. 国司の経歴と諸問題

『統紀』における国司関係の記事は、前述したように多くの問題を内包しており、下総の国司についても第1表でわかるように大きく2つの空白期間が認められる。この空白は、政治的情勢とは無関係で単なる記事の漏脱と思われるが、便宜的にこの空白期間を境に大きく3期にわけて述べていきたい。また、国司の職員の範囲についても諸説はあるが、ここでは守、介、掾、目のいわゆる四等官に限り、史生以下は含んでいない。^(註1)

(1) 各国司の経歴と若干の問題

a. 大宝～養老年間

この期間に記録が残る国司は、すべて守でわずかに4名である。このうち賀茂朝臣吉備麻呂は、補任9日後に玄蕃頭に遷任し、和銅元(708)年、新都造営の方針が確定したこの年の人事異動の混乱ぶりがうかがえる。このほか、大宝2(702)年の大宝律令の施行、和銅3(710)年の平城京遷都や、藤原不比等の台頭、農民の浮浪・逃亡の現象等、はじめたばかりの律令国家は、すでに様々な問題と矛盾を孕み、そのような状況の中で国司はその任についている。では順にみていこう。

守

上毛野朝臣男足(かみつけののあそみおたり、小足にもつくる)の史料上の初見は、文武4(700)年10月に直広参の位階で吉備総領に任ぜられた記事である(『統紀』同月己未条、以下とくに史料名のない場合はすべて『統紀』からの引用)。次いで大宝3(703)年7月には正五位上で下総守に補任されている(同月甲午条)。和銅元(708)年3月に陸奥守に任ぜられているが、「従四位下」とあり(同月丙午条)、下総守任官中に昇叙されたと思われる。しかし、赴任後わずか1年あまりで卒している(和銅2年4月壬寅条)。男足に関する『統紀』の記事はこのように少ないが、上毛野朝臣氏の一族であること、吉備総領を歴任していること、陸奥守に任官していることなどが注目される。

賀茂朝臣吉備麻呂(かものあそみきびまろ)は、和銅元(708)年3月に従五位下で下総守に補任されたが(同月丙午条)、すぐに玄蕃頭に遷任している(同月乙卯条)。この間わずか9日で、下総守に任命されても赴任までには至らなかったと思われる。『律令』「假寧令外官任記条」によれば、遠国である下総国に下向する国司には、任命から赴任までの間に40日の休暇が与えられている。吉備麻呂はこの間に遷任しているからである。吉備麻呂の史料上の初見は、大宝元(701)年正月に刑部判事進大壺で遣唐使中位に任命されている記事である(同月丁酉条)。慶雲4(707)年3月に帰朝し(同月庚子条)、同年5月副使であった巨勢朝臣邑治らとともに「奉_二使絶域_一他」をもって「綿紩布罽并穀」を給され(同月壬子条)、さらに同年8月には従七位上から一挙に従五

位上に昇叙している(同月辛巳条)。これは入唐の功績によるもので、異例の昇進である。僧侶や外国からの使節を接待するなどの任にあたる玄蕃寮の頭に就任したのも、それにふさわしい経歴と才能が評価されてのことであろう。その後、吉備麻呂は河内守、播磨守、按察使などを歴任し、順調に昇進していく。『統紀』では従四位下まで昇叙されたことが知られている。

佐伯宿禰百足(さえきのすくねももたり)は、和銅元(708)年3月に従五位上で下総守に補任されている(同月乙卯条)。『統紀』に残されている百足に関する記事はわずかなので、順にみていくことにする。大宝2(702)年12月、持統太上天皇崩御のときには、穗積親王、犬上王、路真人大人、黄文連本実らとともに作殯宮司に任ぜられ(同月乙卯条)、さらに慶雲4(707)年6月の文武天皇の崩御に際し、志紀親王、犬上王、小野朝臣毛野、黄文連本実らと「供奉殯宮事」とある(同月壬午条)。かつて天皇や皇室の殯宮供奉には、土師氏や遊部がその職についていたが、いわゆる大化薄葬令以後、殯が規制され次第に衰退していき、土師氏も一官人として奉仕しているにすぎなくなる。これは官制の整備とともに「土師氏以外の官人が任じられるようになった結果」(和田、1973)と考えられている。百足は最後の殯に続けて関与したことになるが、7世紀後半の経歴については不明であり、その理由は判然としない。下総守後の消息は少なく、わずかに昇叙の記事が認められるだけで、養老2(718)年4月に従四位下で卒している(同月乙丑朔条)。

高向朝臣大足(たかむくのあそみおおたり)は、霊龜2(716)年4月に従五位下で下総守に補任されている(同月壬申条)。大足の史料上の初見は、大宝3(703)年正月に従七位下で北陸道の巡察使に任命された記事である(同月甲子条)。巡察使の記事は、『日本書紀』天武天皇14(685)年9月戊午条に初めて認められ、これには直広肆都努朝臣牛飼らを諸国に派遣し、「巡察国司・郡司及百姓之消息」を目的とする。また『養老律令』では、太政官下におかれ「掌。巡察諸国。不常置。応須巡察。権於内外官。取清正灼然者充。巡察事条及使人数。臨時量定。」とあり、この規定によれば、臨時に清廉な人柄で評判のよい者をその任にあて派遣するという。大足も少なくともそのような人物であったと思われる。下総守後は、養老4(720)年に従五位下で民部少輔に遷任し(同年10月戊子条)、神龜元(724)年2月に従五位上に昇叙したことがみられる(同月壬子条)他、その後の経歴は不明である。

以上が大宝～養老年間の国司である。この中からいくつかの問題を述べてみたい。

上毛野朝臣男足が史料上では初代下総守である。上毛野朝臣氏はその名の示すようにもともと毛野国の雄族で、『日本書紀』には上毛野君の祖、竹葉瀬の弟田道の伝承(仁徳天皇55年)や上毛野君形名の物語りがある(舒明天皇9年)。それによると「蝦夷征討」に遣わされた田道や形名は、「蝦夷」にあるいは敗北死し、あるいは窮地に追いつめられるなど、苦しい戦いの有様がえがかれている。このように上毛野朝臣氏はその地理的關係から、氏族として古くから「蝦夷」と

の攻防を独自に担ってきた経験やその蓄積が男足を下総守に任官させた要因の一つと考えられる。男足が、下総守後は陸奥守にうつり、上総守に補任された同族の安麻呂(和銅元年3月丙午条)が男足の死後、陸奥守の職を継いでいるのも(和銅2年7月乙卯朔条)、上毛野朝臣氏の経歴が考慮されてのことであろう。この他にも出羽守となった馬長や、伊治城の築城に功績がありのちに陸奥介となった稲人らがいるが、養老4(720)年9月に按察使正五位下上毛野朝臣広人が、「蝦夷」の反乱によって殺害されて以来、律令国家の東北経略から上毛野朝臣氏の影響力は次第に後退していく。

また、佐伯宿禰百足、高向朝臣大足については史料も少なく不明な点が多いが、下総ないし東国と古くからかかわりのある氏族で、単に政治的・軍事的影響力だけではなく、なんらかの伝承を東国に残していたのかもしれない。

b. 天平～天平宝字年間

この期間に記録が残る国司は、守4名、介4名、掾2名、目4名である。兼任、員外国司も含まれ、国司制度が次第に変遷していく頃である。先の国司とでは記録上約20年の空白期間があり、この間に三世一身法施行、多賀城設置、長屋王の変、藤原四脚死去などが起きている。

守

守部連牛養(もりべのむらじうしかい)は、天平13(741)年12月に外従五位下で下総守に補任されている(同月丙戌条)。この外位は、外正五位上から外少初位下までの20階にわけられ、主に地方豪族の有力者に授与されてきたが、神亀5(728)年3月28日の格により「内外五位不_レ合_二同等_一事」として、内位と外位の五位の所遇が大きくかわり差がつけられるようになった。さらに、「律令」「選叙令」の補注(土田直鎮)によれば、あまり有力ではない中央氏族の者は昇叙ルートとして、a. 正六位上→外従五位下→従五位下、b. 正六位上→外従五位下→外従五位上、の2つの形をとり、従来通りに昇進する有力氏族との間に明確な格差をつけたという。牛養はこの規定により天平12(740)年11月に正六位上より外従五位下に昇叙しているが(同月甲辰条)、その後の叙位については記録が残っていないので、a、bいずれの昇叙ルートであったのかは不明である。因みに、牛養と同じく上総守に補任された紀朝臣広名も外従五位下であった。牛養はその後図書助に遷任し、天平感宝元(749)年閏5月の「大安寺造仏所解」に「外従五位下行図書助守部連牛養」の名があるが(『寧楽遺文』中巻)、それ以降の経歴は不明である。

多治比真人木人(たじひのみひと)は、天平18(746)年9月に従五位下で下総守に補任されている(同月戊辰条)。史料上の初見は、天平12(740)年11月に正六位上より従五位下に昇叙された記事である(同月甲辰条)。従五位上に叙せられたのは天平宝字8(764)年正月で(同月乙巳条)、一階あがるのに24年もかかり、昇叙の停滞が目される(高島、1983)。しかも宝亀2(771)年閏3月に無位より従五位上に復された記事から(同月乙卯条)、恵美押勝の乱に連座して位階・官職

を剝奪され、その後道鏡の失脚とともに復帰したことが認められる。復位後は、宝亀5(774)年正月に正五位下(同月丁未条)、同6年正月には正五位上(同月己酉条)と、前半生に比べると早く昇叙している。官職としては、兵部少輔、中務少輔、南海道巡察使、薩摩守、押勝の乱が起こった天平宝字8(764)年正月には主計頭をそれぞれ歴任している。政局の動きとともに波乱に富んだ経歴がうかがえる。

巨勢朝臣浄成(こせのあそみきよなり、清成にもつくる)は、天平勝宝4(752)年5月に従五位下で下総守に補任されている(同月辛未条)。史料上の初見は、天平9(737)年9月従六位下より四階進んで従五位下に昇叙された記事である(同月己亥条)^(註2)。この年疫病のため官人の多くが死亡し、その補充のための叙位であるとも考えられる。しかし、従五位上に叙せられたのは天平宝字6(762)年正月で(同月癸未条)、一階あがるのに25年もかかっている。下総守の後は、宮内少輔、智部大輔、美作守など歴任し、神護景雲2(768)年2月に大蔵大輔に任官した記事がみえるが、その後の経歴は不明である。

巨勢朝臣堺麻呂(こせのあそみさかいまろ、天平宝字2年8月以降は開麻呂と称す)は、天平宝字元(757)年6月に従四位上紫微少弼として下総守を兼任している(同月壬辰条)。このときの補任では堺麻呂一人が国司と兼官で、他の国司とは異なっている。叙位の経歴をみていくと、天平14(742)年正月に外従五位下より従五位下に進み、翌年の5月には従五位上、天平19(747)年正月に正五位下、翌年の2月には正五位上、天平勝宝元(749)年7月に従四位下と、順調に昇進していることがわかる。天平宝字元(757)年5月に従四位上に叙せられ、同年7月の橘奈良麻呂の変に際し、「去六月。右大弁巨勢朝臣堺麻呂密奏。」とあり、このため6月壬辰の人事異動が行われたという。「密奏」の功により、同年7月に従三位、8月には参議に列せられている(同月庚辰条)。その後は仲麻呂(押勝)政権下で重用されたらしく、天平宝字2(758)年8月の諸官司の官名を唐風に改め、紫微中台の権力強化を策した際には、「参議従三位紫微大弼兼兵部卿待従下総守巨勢朝臣開麻呂」とみえ(同月甲子条)、紫微大弼を本官に多くの重要な官職を把握していた。その後要職を歴任したが病のため、「帰休。假満解任」とあり、天平宝字5(761)年4月に散位従三位で薨じている(同月癸亥条)。堺麻呂以降、守は京官と兼任の者が多くなり、全国的にみても比較的早い時期の兼任国司であったことが注目される。

介

池田朝臣足継(いけたのあそみあしつぐ)は、天平宝字3(759)年11月に従五位下で下総介に補任されている(同月丁卯条)。『続紀』における初見は、天平宝字元(757)年5月に正六位上より従五位下に昇叙した記事だが(同月丁卯条)、それ以前に平城京出土の木簡にも中務少丞としてその名が見える。中務少丞は従六位上相当の官職なので、これは天平宝字元年よりは若干古い時期の記録と考えられる。天平宝字元年6月の人事異動で、藤原仲麻呂は自派の者で兵部卿など重

要な武官の官職を固めたが、足継は左衛士佐に任ぜられていることが注目される(同月壬辰条)。下総介任官時の守は明らかではない。巨勢堺麻呂が京官兼任のまま守である可能性もあるが、いずれにしても下総には下向しておらず、そのため上国の介としては位階の高い従五位下の足継が実際の政務を担当していたと考えられる。その後、天平宝字5(761)年10月に豊後守に任ぜられ、同7(763)年4月には左少弁に遷任されている記事が認められる他、詳しい消息は不明である。

以上は『統紀』にその補任記事が記録されている下総国司であるが、その他の史料にも国司の在任が確認されている。

天平10(738)年4月のものと思われる「上階官人歴名」には、下総介忌部広麻呂、掾高椅広人、大目丹比常陸、の名がみえるが、この3人の国司についてはそれ以上の記録は今のところ見あたらない。

天平勝宝3(751)年5月21日の「下総国司解」には、正六位上行介当麻真人佐賀武、正六位上行掾文伊美吉伯麻呂、従六位上行大目安宿造大虫、従七位下行少目守山真人智万侶、が自署している。当時の守である多治比真人木人は朝集使として上京しているため、これに署名は行っていない。また、伯麻呂は平城京第154次調査によって出土した木簡の中にも、「縫殿寮助正六位上文忌寸伯麻呂」としてその名が見える(奈文研、1984)。この木簡には、「侍従正五位下石川朝臣名人 従七位下石川宿奈麻呂」の名も見え、名人の位階からこの木簡は、天平宝字元(757)年5月から同3(759)年6月までのものであることがわかる。

「造東大寺司牒解」には、下総員外介として佐伯宿禰今毛人の名が見える(『寧楽遺文』中巻)。すなわち、天平勝宝4(752)年10月25日の「牒三綱所」には「次官正五位上兼行下総員外介」として署名し、さらに天平勝宝8歳(756年)の「牒興福寺三綱務所」にも「長官正五位上兼下総員外介」とみえ、この間員外介であったことはわかるが、補任年月日は不明である。今毛人はよく知られた人物であるから、略歴のみを記すことにする。延暦9(790)年10月の「薨伝」によると、天平15(743)年、東大寺造営に参加し「徴_レ発百姓_一。方事_二營作_一。今毛人為領_二催檢_一。頗以_二方便_一勸_二使役民_一。」であったため、聖武天皇は「録_二其幹勇_一。殊任_二使之_一。」とある。行年から推すと今毛人はこのとき24才ごろで、その機智をよくあらわしている。造東大寺司の職についたのもその才能を評価されてのことであろう。天平勝宝元(749)年12月に正六位上より従五位下に叙せられ(同月丁亥条)、大倭介、造東大寺司長官などに任ぜられている。天平宝字7(763)年4月ごろ、藤原宿奈麻呂(のちの良継)が中心となり、石上宅嗣、大伴家持らと恵美押勝を除く謀議をはかったが、事露頭したため宿奈麻呂一人がその責任をとり、今毛人、家持らは左遷されるなどの処置で済んでいる。その後、肥前守、因幡守、播磨守、民部卿、大宰帥などを歴任し、延暦9年に散位正三位で薨じている。

『万葉集』巻20には、天平勝宝7歳(755年)2月16日に「下総国防人部領使少目從七位下縣犬養宿禰浄人」が進る歌11首がみえている。浄人の詳しい経歴は不明である。

以上が天平～天平宝字年間の国司である。ここで問題となるのは、天平9年藤原四卿死去後の橘諸兄政権発足から、藤原仲麻呂が次第に勢力を伸ばしはじめ、天平宝字元年の橘奈良麻呂の変を頂点に政権を把握するまでの政治情勢の変化が、地方行政組織にどのような影響を及ぼしたのか、ということである。それに応えるような記録は十分に残っていないが、多治比木人、巨勢堺麻呂、池田足継は、先述した経歴から仲麻呂派と考えるとよいだろう。また、佐伯今毛人はのちに仲麻呂打倒を企てた人物の一人であるが、この時期は反仲麻呂色を表面には出していない。その他の国司の政治的位置については不明である。ただ、押勝(仲麻呂)の乱後の国司の多くが、この乱の鎮圧に功績があった人物で占められていることから、仲麻呂専横時には全般的に下総国司は、仲麻呂派に属するか、あるいはそれに近い立場にいた人物が派遣されてきた可能性が高いように思われる。

c. 天平神護以降

この期間に記録が残る国司は、守10名、介8名、掾2名で、目については不明である。兼任・員外国司がほとんどを占めているのが大きな特徴となっている。恵美押勝の乱後の政局の動き、東北経略、長岡京遷都など、平安時代初頭まで「造作と征夷」にあけくれる時代の開始である。

守

藤原朝臣是公(ふじわらのあそみこれきみ、天平神護元年9月以前は黒麻呂という)は、武智麻呂の孫で、乙麻呂の長男である。神護景雲2(768)年12月に從四位上内蔵頭侍從として下総守を兼任した記事がみえるが(同月癸丑条)、前年の7月にも内豎省の新設に伴い、「從四位上藤原朝臣是公為大輔。左衛士督下総守如故。」とあり(同月丁巳条)、これは重任と考えられている(館野、1981)。補任はそれ以前の天平神護元(765)年か同2年ごろのことであろう。この時期は恵美押勝の乱後の政局変化のときで、押勝与党の衰退と道鏡や押勝におかれていた勢力の台頭もしくは復帰が行われている。是公は、天平宝字5(761)年正月に正六位上より從五位下に叙せられ(同月戊子条、当時は黒麻呂)、押勝の乱後に播磨守、山背守に続けて任ぜられている。さらに、左衛士督、侍從、内蔵頭、式部大輔などを経て、宝龜5(774)年5月に參議に列せられている。その後、中衛大将、大納言、右大臣などの要職を歴任したが、延暦8(789)年9月に右大臣從二位兼中衛大将で薨じた。

藤原朝臣乙繩(ふじわらのあそみおとただ)は、宝龜5(774)年3月に彈正尹從四位下で下総守を兼任している(同月甲辰条)。乙繩は豊成の三男で、天平宝字元(757)年7月の橘奈良麻呂の変に際し、正六位上で日向員外掾に左遷されたが、同8(764)年の押勝の乱後に、その功により從五位上に昇叙されている(同年10月庚午条)。その後は、大蔵大輔、土佐守、美作守、刑部卿など

を経て、宝龜10(779)年9月には参議に列せられたが(同月己卯条)、天応元(781)年6月に卒している。

神王(みわのおう)は、宝龜7(776)年閏8月に右大舍人頭従四位下で下総守を兼任し(同月甲辰条)、さらに延暦9(790)年3月に再び参議彈正尹正四位上で兼任している(同月丙午条)。神王は天智天皇の皇子である施基皇子の孫にあたる。史料上の初見は、神護景雲元(767)年正月に広田王、三笠王とともに、無位より従五位下に叙せられた記事である(同月庚午条)。宝龜元(770)年11月には、桑原王、鴨王とともに従五位上より従四位下に昇叙している(同月甲子条)。宝龜2(771)年閏3月に左大舍人頭に任官し、同5(774)年3月に右大舍人頭として美作守を兼任、同8(777)年10月には大蔵卿に遷任している。さらに参議に列せられ、彈正尹、大納言、右大臣などの要職を歴任し、大同元(806)年4月に70才で薨じた。

道嶋宿禰嶋足(みちしまのすくねしまたり)は、宝龜9(778)年2月に近衛中将正四位上で下総守を兼任している(同月辛巳条)。嶋足の史料上の初見は、天平勝宝5(753)年8月の「陸奥国人大初位下丸子嶋足賜_二牡鹿連姓_一。」(同月癸巳条)で、同年6月にも同じ一族と思われる外正六位下丸子牛麻呂、正七位上丸子豊嶋ら24名にも牡鹿連姓が賜っており、一連の賜姓である。位階からみて、牛麻呂、豊嶋は郡司層らしく、嶋足も陸奥国牡鹿郡の郡司の一族であったと考えられる。地方豪族の子弟が京の官人になる場合、舍人や兵衛などの官職からはじまるが、嶋足はその「卒伝」(延暦2年正月乙酉条)に「體貌雄壯。志氣驍武。素善_二馳射_一。」とあり、早くから武官として有名であつたらしく、すでに天平宝字元(757)年7月の橘奈良麻呂の変のときには、高麗福信、坂上菟田麻呂らとともに、変を鎮圧する側にまわらないようにする策謀の対象となっている。このときの官職は不明であるが、兵衛府あるいは授刀衛の下級武官であつたと思われる。嶋足が史上にその活躍が記録されているのは、同8(764)年9月の恵美押勝の乱の緒戦で、授刀少尉坂上菟田麻呂とともに同将曹で戦功をたてたときである(同月乙巳条)。この乱後の論功行賞では、従七位上から従四位下と大きく昇叙し、その功績がいかなるものであつたのかを物語り、さらに宿禰姓まで賜っている。同年10月に授刀少将で相模守を兼任したのをはじめ、近衛中将、中衛中将など主に武官コースを歩み、この間、下総守、播磨守を兼任、内厩頭にも任官している。また、天平神護元(765)年に道嶋宿禰姓に改姓し、さらに神護景雲元(767)年12月には陸奥国大造という他に例をみない地位についていることが注目される。同年10月に伊治城が作り終わるが、特に功労のあつた嶋足の同族である道嶋宿禰三山は、外従五位下から従五位上に昇叙(入内)するなど、律令国家の「征夷」政策は、道嶋宿禰一族の在り地での協力なしには為し遂げられないものであつたにちがいない。

紀朝臣豊庭(きのあそみとよにわ)は、宝龜10(779)年2月に従五位下で下総守に補任されている(同月甲午条)。このときの任官では、安房守に従五位下百濟王仙宗、上総守に従五位上紀朝臣

真乙がそれぞれ任ぜられている。豊庭に関する『続紀』の記事は少ない。宝亀8(777)年正月に正六位上より従五位下に昇叙され、同9年2月に近衛員外少将、下総守後は延暦2(783)年6月に民部少輔、同3年4月に甲斐守を歴任しているが、その後の経歴は不明である。巨勢堺麻呂以降、兼任国守が続くなかで、実際に赴任した守としては久々の登場であったが、任期はわずか1年あまりで兼任の藤原種継と交替している。豊庭は、緊迫する「蝦夷」との対峙の中で、近衛府の武官としての経歴から守として赴任してきたと考えられる。

藤原朝臣種継(ふじわらのあそみたねつぐ)は、宝亀11(780)年3月に左京大夫正五位下で下総守に補任されている(同月壬午条)。桓武天皇の寵臣で長岡京の造営に尽力し、延暦4(785)年9月に暗殺されたこの著名な人物については、多くを語る必要はないだろう。種継は、宇合の孫で天平神護2(766)年11月に従六位上より従五位下に叙せられ(同月丁巳条)、神護景雲2(768)年2月に美作守、宝亀2(771)年閏3月に本官近衛少将で紀伊守を兼任、同年9月には山背守に兼任をうつし、同9(778)年2月に正五位下で左京大夫に遷任している(同月庚子条)。その後、近江守、左衛士督、参議、式部卿、中納言等を歴任し、位階も順調に昇進、延暦3(784)年12月には正三位に叙せられている(同月己巳条)。下総守は兼任で、しかも1年あまりの任期ではそれほど深くかかわっていたとは思われないが、任官の年は旬日を経ずして陸奥で大規模な「蝦夷」の反乱が起こり、按察使参議紀朝臣広純が殺害され、多賀城まで炎上している。律令国家の対「蝦夷」政策の兵站基地的な役割りを負っていた下総にも大きな衝撃を与えたことであろう。

藤原朝臣家依(ふじわらのあそみいえより)は、天応元(781)年5月に「兵部卿」正四位上で下総守を兼任とあるが(同月癸未条)、このときの兵部卿にはすでに藤原朝臣小黒麻呂が任官しており(同月乙丑条)、家依は兵部卿ではなく、治部卿であったと思われる(高島、1983)。また、延暦4(785)年6月の「薨伝」では、「参議兵部卿従三位兼侍従下総守」とあるが、この年の正月には坂上大忌寸苅田麻呂が兼下総守に任官しており(同月庚戌条)、家依の「下総守」は『続紀』の誤謬であろう。家依は永手の長子で、天平神護元(765)年11月美濃介のとき正六位上より従五位下に昇叙(同月庚辰条)したのをはじめとして、侍従、式部少輔、大和守、式部大輔、丹波守、近江守、治部卿、衛門督などを歴任、宝亀8(777)年10月には正四位上で参議に列している(同月辛卯条)。位階の昇叙も順調で、3か月～1年単位で昇進し、天応元(781)年10月には従三位に叙せられている(同月戊戌条)。なお、『日本霊異記』下巻第36話に、家依が下総守兼任中の延暦元(782)年の頃の一つの冥報譚がのっている。家依は、父永手が生前に「塔の階を減じ、寺の幢を仆し」たため病にかかるが、一人の禅師の祈禱で救われる話で、永手は道鏡の追放に功績があった人物である。仏教徒からは反感を買っていたため、このような説話が残ったのであろう。

坂上大忌寸苅田麻呂(さかのうえのおおいきかりたまろ)は、延暦4(785)年正月に右衛士督正四位上で下総守を兼任している(同月辛亥条)。任期は短く、同年の10月には兼官を越前守にう

つしている(同月甲戌条)。苅田麻呂は、平安時代初めの有名な武人坂上田村麻呂の父である。その祖は東漢の一族で、壬申の乱のときに大海人皇子側で活躍した老は苅田麻呂の3代前である。天平宝字年間に授刀少尉に任官し、恵美押勝の乱のときには中宮院の鈴印を奪おうとした押勝の三界訓儒麻呂を将曹牡鹿嶋足とともに射殺し、その功績により従四位下勲二等を授けられ、大忌寸姓を賜っている(延暦5年正月戊戌薨伝)。武人としては早くからその名が知られ、天平宝字元年の橘奈良麻呂の変のときには、道嶋嶋足の項で述べたように、当代きっての武将の一人にあげられている。当時はまだ30才前後のころである。官職も武官として、中衛少将、陸奥鎮守將軍、中衛中將、右衛士督などを歴任、位階も従三位まで昇叙しているが、官位相当の職にはついていない。国守はすべて兼官で、甲斐、安芸、丹波、伊予、備前、越前、及び下総守にそれぞれ任ぜられている。道嶋嶋足が陸奥大国造になるなど在地に根ざした勢力を確保していたのに比べ、苅田麻呂は中央官人としての地位を固め、その子田村麻呂が活躍する素地をつくりあげた。

藤原朝臣真友(ふじわらのあそみまとも)は、延暦4(785)年10月に従五位下で下総守に補任されている(同月甲戌条)。真友は是公の二男で、宝龜11(780)年正月に正六位上より従五位下に昇叙している(同月癸酉条)。少納言、衛門佐といった京官を経た後、延暦3(784)年4月に介として越前へ赴任している(同月丁未条)。さらに下総へ下向してくるわけであるが、任官中の延暦6(787)年正月に正五位下に昇叙し、同年3月には右大舎人頭に任ぜられている(同月丙午条)。この時点で、右大舎人頭兼下総守となった。その後、中務大輔、右京大夫を歴任し、延暦13(794)年10月に参議に列せられた(『公卿補任』延暦13年条)。翌14年2月には再び下総守を兼任、同16(797)年2月に大蔵卿を兼任し、同年6月に卒した(『日本紀略』同月己卯条)。同年の『公卿補任』には、「藤真友 中務大輔、右京大夫、下総守。2月兼大蔵卿。6月25日卒。在官4年。」とある。

藤原朝臣乙叡(ふじわらのあそみおとあき)は、延暦7(788)年2月に中衛少将正五位下で下総守を兼任している(同月甲申条)。のちの右大臣継縄の二男で、宝龜9(778)年2月に内舎人となり、最初の任官は延暦元(782)年6月の兵部少丞である。延暦3(784)年5月に正六位上より従五位下に叙せられ(同月己丑条)、7月には侍従となる。父継縄はこのとき大納言正三位の地位にあり、その力によって昇叙は早く、延暦5(786)年正月に従五位上、翌年10月には正五位下に進んでいる。この間、権少納言、少納言、右衛士佐、中衛少将、大蔵大輔などを歴任している。下総守後は、延暦9(790)年3月に兼官を信濃守にうつし、右兵衛督、左京大夫などを経て、延暦13(794)年10月には参議に列している(『公卿補任』同年条)。大同2(807)年10月の伊予親王の事件に連座・解任させられた中納言乙叡は、翌年6月に薨じた。

介

大野朝臣真本(おおののあそみまもと)は、天平神護2(766)年3月に従五位下で下総介に補任

されている(同月辛巳条)。真本はこれより先、天平宝字8(764)年9月に、正六位上より従五位下に昇叙しているが(同月丙午条)、これは同月に起こった恵美押勝の乱に際し、近江に奔った押勝を追い、高嶋郡三尾崎で佐伯三野らとともに押勝軍を攻撃した功によるものである(このときの戦闘では当初押勝側もよく戦い「官軍疲頓」となるが、藤原蔵下麻呂率いる部隊の到着により「官軍」は攻勢に転じ、押勝側には死傷者が続出した)。その後は、宝亀元(770)年10月に従五位下より従五位上に昇叙した記事(同月己丑朔条)が認められるのみで、消息は明らかではない。

丈部直不破麻呂(はせつかべのあたふわまる)は、神護景雲元(767)年8月に近衛員外少将外従五位下で下総員外介を兼任している(同月丙午条)。近衛員外少将の補任年月日は不明であるが、天平宝字8(764)年10月に押勝の乱の功績により、正六位上より外従五位下に昇叙しているため、この時期に任官したものと思われる。不破麻呂は、武蔵国足立郡の人で、神護景雲元年12月には武蔵宿禰の姓を賜り、さらに武蔵国造に任ぜられた。このとき陸奥国大造に道嶋嶋足、国造には道嶋三山がともに任命されている。その後、同3年6月に上総員外介、宝亀4(773)年2月に左衛士員外佐等を歴任している。

桑原王(くわはらのおう)は、神護景雲3(769)年6月に縫殿頭従五位下で下総員外介を兼任し(同月乙巳条)、宝亀元(770)年8月には下総介に補任されている(同月丁巳条)。史料上の初見は、天平宝字7(763)年正月に無位より従五位下に叙せられた記事である(同月壬子条)。宝亀元年11月、鴨王、神王とともに従四位下に昇叙し、同2(771)年9月には上総守に遷任している。その後、衣縫内親王、難波内親王2人の喪事を続けて監護し、宝亀5(774)年8月に上総守のまま卒している(同月乙酉条)。

石川朝臣豊人(いしかわのあそみとよひと)は、宝亀2(771)年9月に桑原王の異動に伴い、従五位上(註3)で下総介に補任されている(同月己亥条)。『続紀』における豊人の記事は、天平17(745)年4月から延暦9(790)年5月に死亡するまでの46年間にわたって認められ(延暦10年5月にも死亡記事があるが、これは重複であろう)、位階の昇進状況や官職の経歴等がよくうかがえる。豊人は天平20(748)年2月に正六位上より従五位下に昇叙しているが(同月己未条)、従五位上に叙せられたのは天平宝字8(764)年正月で(同月乙巳条)、実に16年もかかり、その間、少納言、主税頭、越中守などを歴任している。また、正五位下に叙せられたのは宝亀5(774)年正月のことで(同月丁未条)、ここでも10年かかり、昇進のかなり遅い様子がわかる。これは、豊人個人というよりも石川朝臣氏そのものの中央政界での位置を端的に物語るものであろう。正五位下に昇叙した宝亀5年頃には下総介より他官に遷任したと考えられる。その後は、大和守、出雲守、中宮大夫、大蔵卿などを歴任し、延暦9年5月に卒している。

小野朝臣滋野(おののあそみしげの)は、宝亀9(778)年10月に遣唐使の第三船が肥前国松浦郡橘浦に到泊した際、「判官勅旨大丞正六位上兼下総権介」として上奏した記事にその名が見える

(同月乙未条)。補任年月日は不明である。権介とは「仮りに任命された介」をいい、正規に任官した介と併存している場合もあるが、このときの介は記録に残っていない。滋野は、宝亀10(779)年4月に入唐の功により従五位下に昇叙し、同11年3月に豊前守に任官しているが、その後の経歴は不明である。

高倉朝臣殿嗣(たかくらのあそみとのつぐ)は、延暦元(782)年3月に従五位下で下総介に補任されている(同月辛亥条)。旧姓は高麗朝臣で、宝亀10(779)年3月戊午条に「従三位高麗朝臣福信賜姓高倉朝臣。」とあり、殿嗣もこのとき高倉朝臣の氏姓を賜ったと考えられる。史料上の初見は、宝亀8(777)年5月に渤海使史都蒙らが帰国する際の送使に任ぜられている記事である(同月癸酉条)。同9年9月に越前国坂井郡三国湊に着き、その功によってか同年10月に従五位下に昇叙している(同月戊寅条)。殿嗣は、その旧姓からもうかがえるように渡来人である。同族の福信は、「武蔵国高麗郡人也。本姓背奈。其祖福德属唐将季勣。拔平壤城。来朝国家。為武蔵人焉。(以下略)」(『公卿補任』天平宝字9年条)とあり、殿嗣も同様の出自であったと考えてよいだろう。その後、玄蕃頭、左京亮、大和介、主計頭、駿河守、肥後守などを歴任し、従五位上まで昇叙したことが知られている。

文室真人大原(ふんやのみとおおはら)は、延暦5(786)年8月に従五位下で下総介に補任されている(同月甲子条)。延暦4(785)年正月に正六位上より従五位下に昇叙した記事(同月癸卯条)が史料上の初見で、ただちに右兵衛佐に任官したことが同月辛亥条にみえる。同5年正月に右兵衛佐に再任されたが(同月己未条)、8月には下総介として赴任している。同9(790)年7月、治部少輔に遷任するまでこの任についていたのかは不明である。しかし、京官としての期間は短く、同10年正月には陸奥介に任ぜられ、2月に鎮守副將軍を兼任し、「蝦夷」と深刻な緊張関係にある陸奥国で大任についている。

田中朝臣清人(たなかのあそみきよひと、浄人にもつくる)は、延暦9(790)年3月に従五位下で下総介に補任されている(同月壬戌条)。史料上の初見は、延暦7(788)年11月に正六位上より従五位下に昇叙した記事である(同月戊辰条)。翌年4月に伊勢介に任ぜられ、同9年に下総介として赴任するが、このときの守神王、掾池原綱主とともに京官と兼職で、実際の政務は清人が担当していたと考えられる。その後は、造酒正、左京亮、大蔵少輔などを歴任している。

掾

松井連浄山(まついのむらじじょうざん)は、宝亀7(776)年3月に内匠助外従五位下で下総大掾を兼任している(同月癸巳条)。浄山は百濟の人で、もとは戸浄山という。天平宝字5(761)年3月に百濟人、高麗人、新羅人、漢人に姓を賜い、そのとき戸浄道ら3人とともに松井連姓となっている(同月庚子条)。史料上の初見は、天平勝宝元(749)年閏5月に陸奥国小田郡から産出した金を冶金した功績により、大初位下という低い位階を叙位された記事である(同月甲辰条)。

このとき上総国の丈部大麻呂も金を獲たる功により従五位下に叙せられている。浄山は冶金の技術者であったことはわかるが、同様の記録は今のところ見あたらない。松井連姓になった後は、神護景雲元(767)年8月に外従五位下で内匠助に任官し(同月丙午条)、少なくとも宝龜7年3月まではその任にあったことがわかる。大掾兼任後の記事では、延暦3(784)年10月に阿部古美奈の喪事を監護する任にその名が認められるが、散位外従五位下とあり、官職にはついていない(同月乙未条)。以降の経歴は明らかではない。

池原公綱主(いけはらのきみつなぬし、綱主にもつくる)は、延暦8(789)年2月に近衛将監外従五位上で下総大掾を兼任している(同月丁丑条)。史料上の初見は、延暦4(785)年9月に正六位上より外従五位下に昇叙した記事である(同月庚子条)。10月に近衛将監に任官し、11月には外従五位上に叙せられている。延暦9(790)年2月に従五位下に叙せられ、内位への道が開かれた。同10(791)に正月に近衛将監で常陸大掾を兼任している(同月癸未条)。同年4月に「池原。上毛野二氏之先。出自豊城入彦命。其入彦命子孫。東国六腹朝臣。各因居地。賜。性命。氏。斯乃古今所同。百王不易也。伏望因居地名。蒙賜住吉朝臣。」と述べ、綱主兄弟2人は住吉朝臣の氏姓を賜った(同月乙未条)。

以上が天平神護以降延暦10年までの国司である。ここで問題となる律令国家の東北経略との関連については後述する。

(2) 諸問題の検討

a. 国の等級と国司の位階

『律令』『官位令』『職員令』では、国の等級による職員の位階、定員、職掌等を規定している(第2表)。また、下総は『延喜式』『民部』によると大国になっているが、8世紀においてもそうであったのか。その実態を検討したい。

国の等級の基準については、「正税、公廩、国師、国司員数、国司署名に見える官位の相当、非相当等々」(内藤、1958)があげられるが、このうち国司の員数、官位の相当についてみてみよう。

第2表 国司の官位相当

	従五位		正六位		従六位		正七位		従七位		正八位		従八位		大初位		少初位		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
大 国	守			介				大掾	少掾				大目	少目					
上 国		守			介				掾					目					
中 国					守							掾				目			
下 国						守						掾							目

(『養老律令』による)

天平10年4月の「上級官人歴名」に

介 忌部広麻呂
 掾 高椅広人
 大目 丹比常陸

とあるが、職名のみで位階は記載されていない。掾一名は上国の、大目一名は大国の官制であるが、少目の名が見えない。目一名であるとすれば上国ということになる。

天平勝宝3年5月21日の「下総国司解」に

守從五位下 多治比真人 朝集使
 正六位上行介 当麻真人佐賀武
 正六位上行掾 文伊美吉伯麻呂
 從六位上行大目 安宿造大虫
 從七位下行少目 守山真人智万侶

とある。守は官位相当であるが、介以下は官職よりも位階が高いことを表わす「行」を記している。從五位下に相当する守は上国のそれである。また、掾一名、大目・少目各一名で、掾は上国に対応するが、目は大国の員数である。上国と考えられる国に大目・少目が置かれるようになったのは天平年間からで、越前、相模、武蔵等の国々にもそのような現象がみられるという(内藤、1958)。下総もこの時点ではまだ上国であったと考えられる。『統紀』宝龜6年3月乙未条にあるように、多くの国で目を増員することとなり、下総にも少目二員が置かれた。また、宝龜7年3月には松井連淨山が大掾に補任されており、この頃に下総は上国から大国へ移行したことも考えられる。ただ、宝龜10年2月に補任された守紀朝臣豊庭の位階は從五位下であり、これは上国の守に相当する。官職と位階とは必ずしも一致しないことはよく知られていることであるが、注意したい記事である。

このことにも関連するが、守及び介の補任時の位階を調べてみた(第3、4表)。守は正任と兼官とにわけた。これによれば、正五位上で任官した上毛野朝臣男足と、外從五位下の守部連牛養を除き、正任の守は從五位に集中していることがわかる。また、佐伯宿禰百足と藤原朝臣真友は從五位上で補任されているが、百足のそれは和銅元年で、このとき下総はまだ上国であるから、これは官位不相当ということになる。上国の官位相当である從五位下の守は、兼官が集中する前の和銅～天平勝宝年間にほとんどが認められ、この時期は確実に下総は上国であったといえる。

第3表 下総守の補任時の位階

	正四位		從四位		正五位		從五位		外從五位	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
正任					1		2	5		1
兼任	4		2	2		2				

(単位 人)

るから、これは官位不相当ということになる。上国の官位相当である從五位下の守は、兼官が集中する前の和銅～天平勝宝年間にほとんどが認められ、この時期は確実に下総は上国であったといえる。

介は正任と員外、兼員外、権介とにわけた。全体に官位相当よりかなり高く、特に上国の守に相当する従五位下に集中していることが注目される。これは、天平宝字以降の守が高位で京官と兼職時に任官している介によく認められ、守にかわって実際の政務を担当する権限を与えられていたと考えられるが、一方で冗官という現象もみのがせない事実である。

第4表 下総介の補任時の位階

	正五位		従五位		外従五位		正六位	
	上	下	上	下	上	下	上	下
正任			1	6				
員外・権介	1			1		1	2	

(桑原王は正任と員外の両方に数えてある；単位 人)

b. 東北経略と下総

東国は大化前代から、子代・名代とよばれる部民や屯倉の設置など、大和朝廷の直接的な支配下におかれてきた。また、舎人とよばれる朝廷の親衛隊も東国出身者を中心に構成されていた。

律令国家のもとで防人として赴任する者の多くが東国から徴発されたことは、よく知られたことではあるが、天平宝字元年閏8月壬申条に、「大宰府防人。頃年差_レ坂東諸国兵士_一発遣。由_レ是。路次之国。皆苦_レ供給_一。防人産業。亦難_レ弁済_一。」としてあるように、東国防人は一応廃止されることになる。しかし、これは東国の「息_レ役」を意味するものではなかった。律令国家による東北経略へと東国は動員されていくことになる。8世紀代の東北経略の政策は大きく3期に分けられる。

i) 和銅～養老～天平年間

この時期は、出羽柵、陸奥国等へ柵戸として諸国の民を移民させ開拓にあたらせている。特に靈龜元年の相模、上総、常陸、上野、武蔵、下野六国の富民1000戸を陸奥国に移住させた記事(同年5月庚戌条)でもわかるように、養老4年に「蝦夷」の反乱があったものの高度な軍事的緊張にはまだ達していなかった。また、天平9年4月戊午条に、「発_レ軍入_レ賊地_一者。為_レ教_一諭俘狄_一築_レ城居_レ民。非_レ必窮_レ兵残_一害順服_一。」とあるように、兵力をもって「蝦夷征討」を行うのではなく、あくまで「教_一諭俘狄_一」をもって東北に城を築き、植民を行い、「蝦夷」を内国化させることを目的としている。ここに8世紀後半からの政策との大きな違いがある。

ii) 天平宝字年間

恵美押勝政権下では、政局の混迷と矛盾を打開するため、先朝から引き継いでいる東北経略を政策の優先課題とし、天平宝字2年10月に「発_レ陸奥国浮浪人_一。造_レ桃生城_一。(中略)又浮宕之徒貫為_レ柵戸_一。」(同月甲子条)、12月には「徴_レ発坂東騎兵。鎮兵。役夫。及夷俘等_一。造_レ桃生城小勝柵_一。」(同月丙午条)とあるように、早速桃生、雄勝の2城を築いている。翌天平宝字3年9月には、この2城に坂東七国の軍士の器仗を割いて送り、さらに坂東八国や越前など四国の浮浪人2,000人を雄勝の柵戸とするなど、東北の緊張を高めている。この間、「蝦夷」との軍事的衝突は起こっていないが、同年11月に「勅_レ坂東八国_一。陸奥国若有_レ急速_一索_レ援軍_一者。国別差

「二発二千已下兵_一。」(同月辛未条)とあるように、有事の際の軍役を一応定めている。

iii) 宝亀～延暦(前半)年間

律令国家の東北経略が次第に北上するにつれて本格的な「蝦夷」の抵抗がはじまり、軍事的な緊張が一挙に昂まっていった。それに比例して「征夷」のための兵士の動員や物資の徴発・製造を坂東をはじめとする東国各国が負担する割合も増してきた。主な記録をみてみよう。

第5表 宝亀～延暦(前半)年間の主な「征夷」行動

年号	西暦	反乱と軍事行動	兵士の動員、物資の徴発	その他
宝亀1	770	宇漢迷公宇屈波字ら反乱		
5	774	蝦夷反乱、桃生城で戦闘 大伴駿河麻呂、蝦夷を討つ		坂東八国に陸奥国の急に備えることを命ず
6	775		相模・武蔵などの兵を出羽へ動員	出羽国、国府の移転を要請
7	776	出羽の蝦夷反乱 陸奥・胆沢で交戦	下総・常陸などの騎兵を動員 安房・上総・下総などに船を造らせる	
8	777	陸奥・夷俘来降 出羽国軍敗北 出羽の蝦夷反乱	相模・下総などに甲を出羽に送るよう命ず	
11	780	陸奥・伊治公磐麻呂反乱 紀広純と道嶋大楯を殺害 多賀城炎上	尾張・参河などに甲を運ばせる 襖を東海・東山諸国につくらせる 坂東兵士を多賀城に集める 下総・常陸の櫓を運ばせる	覺鷲城建設を建議
天応1	781		相模・上総・下総などに穀を陸奥へ漕送させる	
延暦4	785			蝦夷征討のため武具などを検閲
7	788		陸奥の軍糧、東海道など諸国の櫓を多賀城へ運ばせる 坂東などの歩騎兵を多賀城へ動員	
8	789	征討軍大敗		
9	790		東海・東山道の諸国に3年間革甲をつくらせる。櫓を備えさせる	
10	791		東海・東山道の諸国に征箭をつくらせる 坂東諸国に櫓を備えさせる 諸国に鉄甲を修理させる	蝦夷征討のため兵士などを検閲
11	792	蝦夷の一部帰順		諸国に建児をおく

以上のように、時期としては宝亀年間と延暦年間の2期に大きくわけられるが、その内容に変化は認められない。このような律令国家の意志は、延暦7年12月の詔にもあるように、「坂東安危在二此一挙_一。」(同月庚辰条)と表現され、「造作と征夷」を二大国家事業とするこの時代の要請の一方を「坂東」に委ねることになった。「坂東」諸国の側からいえば、大きな負担を強制的に荷なわされることになり、労働力不足からくるムラの荒廃と疲弊は、慢性化していくという最悪の様相をみせはじめた。

以上のような時期の国司の顔ぶれを見ると、i)、ii)の時期にはあまり特徴的な性格は見出せないが、iii)の時期はやはり武官や各衛府の官職についていた者が多い。^(註4)道嶋嶋足や坂上苅田麻呂はその代表である。国司が軍勢を率いて北上することはないが、律令国家の意志を受けてそれを貫徹するためには、兵士の徴発や物資の収奪機構の整備など、重要な実務を担当できる人物を選任することが課題となる。つまり、「征夷」という国家的事業の人事的表現が国司となってあらわれるのである。下総の国司は京官と兼任のものが多く、実際に赴任したことが記録に残る国司は限られており、彼らがどのような働きをしていたのかは不明な点が多いが、下総国全体を「征夷」戦へ動員できる実務的な能力があると律令国家からみなされた人物が国司として派遣されてきたと思われる。そしてその配下には、船や甲や征箭をつくる技術を持った人々も含まれていたであろう。また、郡司層の動向が注目されるが、本論の目的ではないので、これについては別の機会に期したいと思う。

3. おわりに

以上、8世紀における下総の各国司の経歴や国司にかかわる諸問題を検討してきた。

まず、下総は『延喜式』「民部」により8世紀代も一般にその等級は大国であると考えられてきたが、検討の結果、8世紀代の後半(宝亀7年ごろ)になって大国になり、それまでは上国として扱われていたことがわかった。

国司においては、大宝～天平年間のその性格は判然としないが、史料上では初代の守である上毛野男足は、上毛野朝臣氏の一族の経歴から補任されたと考えられる。この一族の坂東及び律令国家の対「蝦夷」政策における当時の影響力が示唆される。

天平～天平宝字年間、藤原四卿死去、藤原広嗣の乱、橘諸兄首班のもとでの国分寺建立の詔、そして橘奈良麻呂の変と、藤原仲麻呂の政治権力が次第に強くなってくるこの時期には、その与党が国司に任命され特に奈良麻呂の変前後は、仲麻呂派と目される人物が多く認められる。中央の政局の変化が遠く下総まで影響を与えている。

天平神護以降の政治的状況は、「造作と征夷」という言葉によくあらわれている。坂東諸国は、律令国家による対「蝦夷」政策にとって重要な任務を負わされ、その政策を具体的に遂行できる国司の選任、体制の整備が行われている。また、守の任期が短いこと、押勝の乱の平定に功績があった者(道嶋嶋足、大野真本など)や押勝の専横に抑圧されていた者(藤原是公、藤原乙縄など)が、それぞれ国司に補任されていること、などが特徴的である。

時代はこれから9世紀代にうつり、律令国家の東北経略も熾烈をきわめ、下総をはじめとする坂東諸国への負担と収奪も一層きびしいものになっていく。

第6表 8世紀における下総国司一覧

国司	姓 名	補任時の位階	補任年月日	以 前 の 官 職
守	上毛野朝臣男足	正五位上	大宝3・7・甲午	吉備総領
	賀茂朝臣吉備麻呂	従五位下	和銅元・3・丙午	刑部判事
	佐伯宿禰百足	従五位上	和銅元・3・乙卯	?
	高向朝臣大足	従五位下	霊亀2・4・壬申	北陸道巡察使
守	部連牛養	外従五位下	天平13・12・丙戌	?
	多治比真人木人	従五位下	天平18・9・戊辰	兵部少輔、中務少輔
	巨勢朝臣浄成	従五位下	天平勝宝4・5・辛未	?
	巨勢朝臣堺麻呂	従四位上	天平宝字元・6・壬辰	式部大輔、丹波守、右大弁、春宮大夫、侍従
	藤原朝臣是公	従四位上	天平神護2ごろ	播磨守、山背守、左衛士督、内豎大輔
	藤原朝臣乙繩	従四位下	宝亀5・3・甲辰	大蔵大輔、大判事、土佐守、美作守
神	王	従四位下	宝亀7・8・甲辰	左大舎人頭、美作守
	道嶋宿禰嶋足	正四位上	宝亀9・2・辛巳	授刀少将、相模守
	紀朝臣豊庭	従五位下	宝亀10・2・甲午	近衛員外少将
	藤原朝臣種継	正五位下	宝亀11・3・壬午	美作守、紀伊守、山背守、近衛少将
	藤原朝臣家依	正四位上	天応元・5・癸未	美濃介、大和守、式部大輔、丹波守、近江守、衛門督、参議
	坂上大忌寸荊田麻呂	正四位上	延暦4・正・辛亥	授刀少尉、甲斐守、中衛中將、安芸守、丹波守、右衛士督、伊予守、備前守
	藤原朝臣真友	従五位上	延暦4・10・甲戌	少納言、衛門佐、越前介
	藤原朝臣乙叡	正五位下	延暦7・2・甲申	侍従、少納言、右衛士佐
神	王	正四位上	延暦9・3・丙午	
介	忌部広万呂	?	(天平10・4)	?
	当麻真人佐賀武	(正六位上)	(天平勝宝3・5・21)	?
	佐伯宿禰今毛人	(正五位上)	(天平勝宝4・10・25)	大倭介、春宮大夫、右京大夫
	池田朝臣足継	従五位下	天平宝字3・11・丁卯	左衛士佐
	大野朝臣真本	従五位下	天平神護2・3・辛巳	?
	丈部直不破麻呂	外従五位下	神護景雲元・8・丙午	?

本官	転・遷任年月日	以後の官職	在任期間	備考
	和銅元・3・丙午	陸奥守	4年8か月	
	和銅元・3・乙卯	玄蕃頭、河内守、播磨守、 按察使	9日	遣唐使
	?	?	?	
	養老4・10・ごろ	民部少輔	約4年6か月	
	?	図書寮助	?	
	天平勝宝4・5・ごろ	南海道巡察使、薩摩守	約5年8か月	
	天平宝字元・6・壬辰	宮内少輔、智部大輔、美作守、 大蔵大輔	5年1か月	
紫微少弼	天平宝字2・8・ごろ	左大弁、参議、紫微大弼、兵部卿、 坤宮官大弼、式部卿	約1年2か月	
左衛士督	?	侍從、内蔵頭、春宮大夫、左衛士 督、参議、式部卿、中衛大将、大 納言、右大臣	?	南家
彈正尹	宝龜7・8・甲辰	美作守、刑部卿、参議	2年5か月	南家
右大舎人頭	宝龜8・10・辛卯	大蔵卿、参議、彈正尹	1年2か月	
近衛中将	宝龜10・2・甲午	播磨守、中衛中将、内廐頭	1年	
	宝龜11・3・壬午	民部少輔、甲斐守	1年1か月	
左京大夫	天応元・5・癸未	近江守、左衛士督、参議、式部卿、 按察使、中納言、造長岡京使	1年2か月	式家
治部卿、侍從	?	兵部卿	?	北家
右衛士督	延暦4・10・甲戌	左京大夫、越前守	9か月	
在官中に右大舎人 頭を本官とする	延暦7・2・甲申	中務大輔、大蔵卿、参議、 右京大輔	2年4か月	南家
中衛少将	延暦9・3・丙午	信濃守、大蔵大輔、参議、左京大 夫、兵部卿、中衛大将、近江守、 中納言	2年1か月	南家
参議、彈正尹	延暦14・2・ごろ	大納言	約4年11か月	
	?	?	?	
	?	?	?	
造東大寺司次官	?	造東大寺司長官、肥前守、大宰 帥、左大弁、因幡守、播磨守、大 和守、参議	?	員外介
	天平宝字5・10・壬子朔	豊後守	1年11か月	
	?	?	?	
近衛員外少将	神護景雲3・6・ごろ	上総員外介、左衛士員外佐	約1年8か月	員外介

8世紀における下総の国司について

国司	姓 名	補任時の位階	補任年月日	以前の官職
介	桑原王	従五位下	(神護景雲3.6)	?
	〃	〃	宝亀元・8・丁巳	
	石川朝臣豊人	従五位上	宝亀2・9・己亥	少納言、主税頭、越中守、造宮大輔、刑部少輔、右少弁
	小野朝臣滋野	(正六位上)	(宝亀9・10・乙未)	?
	高倉朝臣殿嗣	従五位下	延暦元・3・辛亥	治部少輔、大判事
	文室真人大原	従五位下	延暦5・8・甲子	右兵衛佐
	田中朝臣清人	従五位下	延暦9・3・壬辰	伊勢介
掾	高椅広人	?	(天平10・4)	?
	文伊美吉伯麻呂	(正六位上)	(天平勝宝3・5・21)	?
	松井連浄山	外従五位下	宝亀7・3・癸巳	?
	池原公綱主	外従五位上	延暦8・2・丁丑	?
目	丹比常陸	?	(天平10・4)	?
	安宿造大虫	(従六位上)	(天平勝宝3・5・21)	?
	守山真人智万侶	(従七位下)	(天平勝宝3・5・21)	?
	県犬養宿禰浄人	(従七位下)	(天平勝宝7・2・16)	?

()は見任時の位階、年月日を示す。以前・以後の官職の欄には主な官職を示す。兼任の国司は本官の欄にその官職を示す。在任期間については判然としない国司が多く、参考程度にとどめたい。

本論では以下を基本的文献として使用した。

日本古典文学大系	『日本書紀』	岩波書店
日本古典文学大系	『萬葉集』	岩波書店
日本思想大系	『律令』	岩波書店
新訂増補國史大系	『續日本紀』	吉川弘文館
六國史索引二	『續日本紀索引』	吉川弘文館
新訂増補國史大系	『延喜式』	吉川弘文館
新訂増補國史大系	『公卿補任』	吉川弘文館
竹内理三編	『寧楽遺文』	東京堂出版
竹内理三・山田英雄・平野邦雄編	『日本古代人名辞典』	吉川弘文館

なお、引用にあたっては旧字体を新字体に改めたものもある。

本官	転・遷任年月日	以後の官職	在任期間	備考
縫殿頭	宝亀元・8・丁巳	下野員外介	?	員外介
	宝亀2・9・己亥	上総守	1年1か月	
	?	大和守、刑部卿、出雲守、右京大夫、中宮大夫、武蔵守、大蔵卿	?	
遣唐判官勅旨大丞	?	豊前守	?	権介
	延暦5・10ごろ	玄蕃頭、左京亮、大和介、主計頭、駿河守、肥後守	4年7か月?	
	延暦9・3ごろ	治部少輔、陸奥介、鎮守副將軍	3年7か月?	
	?	造酒正、宮内少輔、左京亮、大蔵少輔	?	
	?	?	?	
	?	縫殿寮助	?	
内匠助	?	?	?	大掾
近衛将監	延暦10・正・癸未	常陸大掾	?	大掾
	?	?	?	大目
	?	?	?	大目
	?	?	?	少目
	?	?	?	少目

註

1. 管見に触れた史生は、天平勝宝3年5月21日の「下総国司解」にその名が見える従七位下の土師宿禰稻守のみである。
2. 淨成が従六位下から従五位下に昇叙されたこの記事は『統紀』の誤謬で、実は外従五位下への昇叙であったという説もある(高島、1983)。
3. 『統紀』には「従五位下」とあるが、豊人は天平宝字8年正月乙巳にすでに、「従五位上」に叙せられているので、これは誤りであろう。
4. 選抜された地方の軍団兵士で構成される左(右)衛士府や、地方豪族の子弟からなる左(右)兵衛府を把握することで、その衛士や兵衛の出身地である地方の国々にも間接的な影響力をもっていたと思われる。

参考文献

- 市川市史編纂委員会 1974 『市川市史』第2巻 吉川弘文館
- 井上 薫 1954 「統紀記事の脱漏・誤謬・錯乱」『統日本紀研究』第2号
- 井上光貞 1962 『律令体制の成立』『岩波講座日本歴史』古代3 岩波書店
- 1965 『日本古代国家の研究』 岩波書店
- 梅村 喬 1974 「勤会制の変質と解由制の成立(上)―填償法の問題を中心に―」『日本史研究』第142号
- 北山茂夫 1954 『萬葉の時代』 岩波書店
- 1959 『日本古代政治史の研究』 岩波書店
- 佐伯有清 1962 『新撰姓氏録の研究』本文編 吉川弘文館
- 1963 『新撰姓氏録の研究』研究編 吉川弘文館
- 1981 『新撰姓氏録の研究』考證編第一 吉川弘文館
- 1982 『新撰姓氏録の研究』考證編第二 吉川弘文館
- 1982 『新撰姓氏録の研究』考證編第三 吉川弘文館
- 1982 『新撰姓氏録の研究』考證編第四 吉川弘文館
- 1983 『新撰姓氏録の研究』考證編第五 吉川弘文館
- 1983 『新撰姓氏録の研究』考證編第六 吉川弘文館
- 1984 『新撰姓氏録の研究』索引・論考篇 吉川弘文館
- 笹山晴生 1962 「奈良朝政治の推移」『岩波講座日本歴史』古代3 岩波書店
- 杉山幾一 1965 「奈良朝における国守の官位相当制の実態について」『統日本紀研究』第127号
- 清宮秀堅 1971 『下総國舊事考』(影印) 崑書房
- 高島正人 1983 『奈良時代諸氏族の研究―議政官補任氏族―』 吉川弘文館
- 高橋富雄 1970 「柵戸におもむく人々」『古代の日本』第7巻関東 角川書店
- 1970 「陸奥大國造」『古代の日本』第8巻東北 角川書店
- 館野和己 1981 「統紀の国司記事の特徴と問題点」『統日本紀研究』第213号
- 栃木県史編さん委員会 1980 『栃木県史』通史編2 古代二
- 内藤康夫 1958 「奈良時代の国の等級と国司制度」『統日本紀研究』第50号
- 中平亘洋 1967 「古代国司表その二」『統日本紀研究』第134号
- 奈良国立文化財研究所 1984 『平城京発掘調査出土木簡概報(17)』
- 野村忠夫 1976 「奈良時代の政治過程」『岩波講座日本歴史』古代3 岩波書店
- 宮原武夫 1973 『日本古代の国家と農民』 法政大学出版局
- 山田英雄 1954 「統紀の重複記事」『統日本紀研究』第5号
- 1958 「国の等級についての内藤氏の論をよんで」『統日本紀研究』第52号
- 吉田 孝 1983 『律令国家と古代の社会』 岩波書店
- 吉村茂樹 1978 『国司制度崩壊に関する研究』(復刊) 東京大学出版会
- 米倉二郎 1983 「国の昇格と国府の変容」『史林』66巻1号
- 米沢 康 1969 「八世紀における越中国司について」『富山史壇』44・45号 越中史壇会
- 和田 萃 1973 「殯の基礎的考察」『論集終末期古墳』 塙書房

(千葉県文化財センター調査部)